

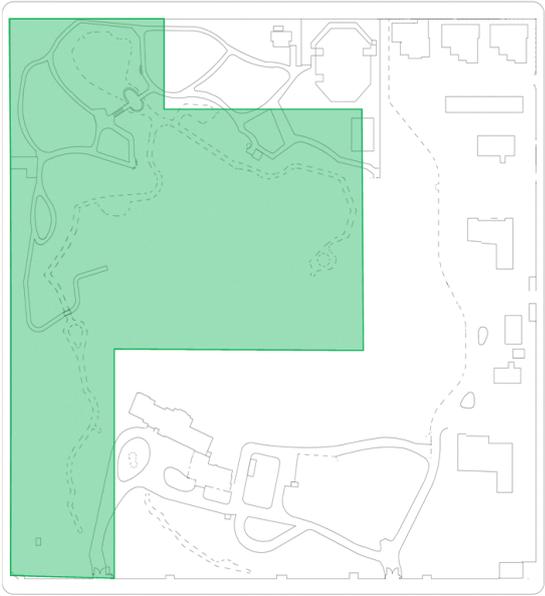
## 5 法規制等

本敷地に関する法規制は、次のとおりとなっている。

### (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)

<p><b>第1種住居地域</b> <b>【敷地全体】</b></p>	<p>3,000㎡を超える店舗、事務所、一定規模以上の工場等の制限</p>
<p><b>33m高度地区</b> <b>【敷地全体】</b></p>	<p>建物の高さ限度 33m</p>  <p style="text-align: center;">高度地区</p>

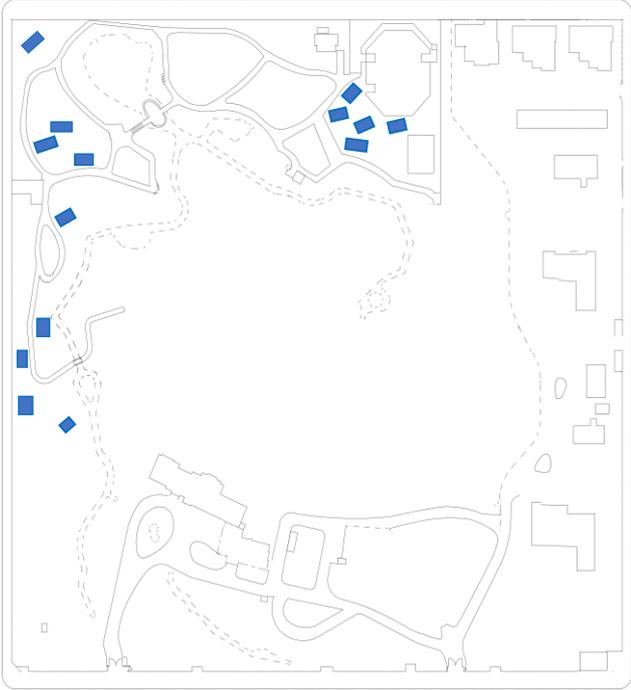
### (2) 北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)

<p><b>環境緑地保護地区</b> <b>【敷地の一部】</b></p>	<p>環境緑地としての維持が必要          指定年月日：昭和47年(1972年)3月25日          指定の理由：市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護          特 徴：ハンノキ、ハルニレ、センノキ等の樹林地          指定面積：27,700㎡</p>  <p style="text-align: center;">環境緑地保護地区</p>
---	---

### (3) 札幌市緑の保全と創出に関する条例(平成13年札幌市条例第6号)

<p><b>緑保全創出地域</b> <b>【敷地全域】</b></p>	<p>緑化率 20%以上</p>
---	------------------

(4) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)

<p>埋蔵文化財包蔵地 (竪穴式住居跡) 【敷地の一部】</p>	<p>遺跡の立地：旧琴似川源流の「キムクシメム※」の周辺に点在 遺跡の現状：竪穴式住居跡 14 箇所を確認 ■ 箇所 出土遺物：土器・黒曜石</p>  <p>埋蔵文化財包蔵地</p>
<p>登録有形文化財</p>	<p>知事公館(資料編：P 7 参照)</p>

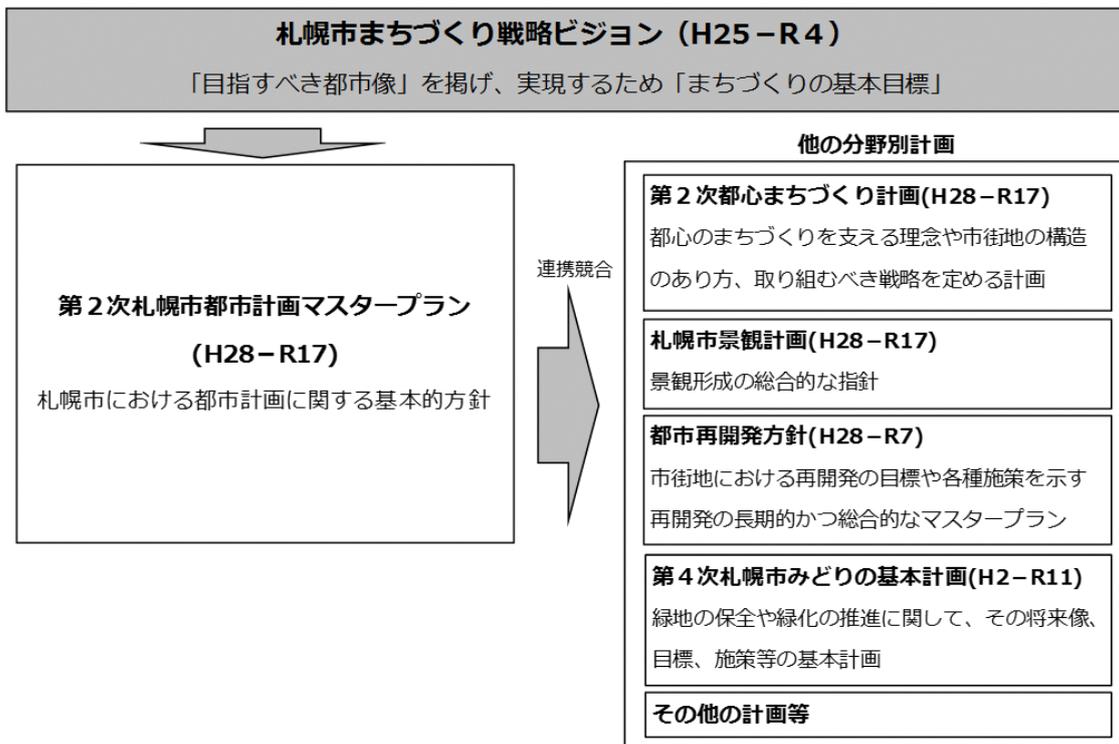
※ キムクシメム：アイヌ語で「山際の方を通る泉の湧いている池」

## 6 周辺地区の環境、札幌市のまちづくり計画等

### (1) 周辺地区の環境

知事公館及び知事公邸等が近接する札幌市営地下鉄東西線西 18 丁目駅周辺地区は、さっぽろ駅まで約 9 分、大通駅まで約 4 分と都心へアクセスしやすい市街地で、駅周辺はマンションやオフィスビルなどが建ち並ぶほか、札幌医科大学附属病院、N T T 東日本札幌病院などの多くの医療機関、大学や高等学校などの教育機関、北海道立近代美術館をはじめとした文化施設など多彩な施設が混在する地区となっている。

### (2) 札幌市まちづくり計画等

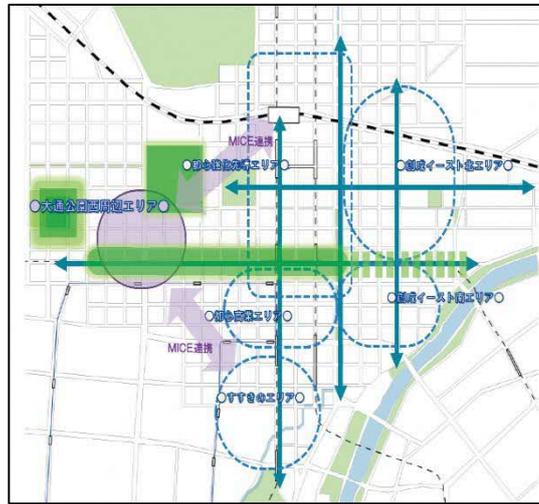


(札幌市「第 2 次札幌市都市計画マスタープラン」等から抜粋)

本敷地が所在する地区の札幌市の都市計画等における位置付けは、次のとおりとなっている。

#### 【第 2 次都心まちづくり計画 (H28-R17) 抜粋】

<b>大通公園西周辺エリア</b>	大通公園を軸として、地区に集積するホール・ホテル等の交流施設を活かしたまちづくりを展開するエリア	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道大学植物園や大通公園、知事公館などの拠点間を潤いのある街路空間でつなぐことで、歩いて回れるネットワークを強化</li> <li>・民有敷地内にもポケットパーク(まちの一角などに設けられる小公園)などを整備し、ゆとりと潤いのある環境整備</li> <li>・骨格軸の高質化を通じて、共に都市観光促進・MICE 展開を支える、都心強化先導エリア、すすきのエリアをはじめとする他のターゲット・エリアとの連携を高め一体的に世界を惹きつける都心の魅力づくりを推進</li> </ul>	都心のターゲット・エリア	



大通公園西周辺エリアと他エリアとの連携

【第4次札幌市みどりの基本計画(R2-R11) 抜粋】

<p>豊かな市街地を形成するみどりのエリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藻岩山や豊平川といった札幌市民の原風景となる美しい景観が保全され、快適な生活環境が維持</li> <li>・公園や街路樹が適切に管理され、災害時には公園の持つ防災機能を発揮することで、安全・安心な都市を形成</li> <li>・公園などでのみどりとふれあう活動を通じて、人と人がつながり、互いに支え合える優しい地域コミュニティを育み、多くの人が幸福感のある日常生活を送る</li> </ul>	<p>緑化重点地区 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性が高い住宅市街地については、公園や公開空地など官民各々が管理するみどりのオープンスペースを活用し、有効な都市景観や住民の憩いと交流の場を創出するとともに、効果的な維持管理を行うためのみどりの機能や価値を検証し住宅市街地の質を向上</li> <li>・公園の必要性が高い地域では、周辺の状況を踏まえ、公園を整備するとともに、民間再開発などによって生み出される公園以外のみどりのオープンスペースを活用</li> </ul>
---------------------------	--	-----------------	--

みどりの将来像図

